

社 及 社 會 考 (二)

浦 川 源 吾

四

前の諸條に於て社會とは何ぞ、社とは何ぞ、社は何の爲めに祭祀するかに就き古典の記すところ、後儒の解釋、及經傳の及ばざるところを臆斷を以て大體説明を爲して來た、殘された問題は社には如何なる種類のものがあつたか、社の祭場は如何なるものであつたか、如何に之を祭祀して居たか等である。先づ社の種類について述べやう。孫貽讓の周禮正義の大司徒の條には、賈公彦の社の種類に關して記載する此の條の疏は未だ充分と言ふことは出來ない、社の祭りは公私に通ずるものであると論じ、禮記の祭法の文、及荀子の禮論篇を引用し大司徒の記する社稷以外、郷州、遂縣、及公邑、采地の鄙、都等凡そ大城邑の所在にも亦公社がある、校人に馬社があり、内宰の注に市にも社ありと謂へるものに至つては尤も公社の細なる者である、祭法に言ふ置社は私社であるといふ意味のことを述べて居る。此の公社と私社との區別は之れを

祭祀する團體が國家の政治機關に屬する公的のものであるか、又はそれとは關係なしに或る範圍内の土地に特り社神を立て、祭ることを得ない階級の低い人々が集合生活をなして居て其の團體内の者が共同に祭祀するかに由つて爲されたものである。此の分類は鄭玄も既に爲して居たものであらふ同じく孫貽讓の周禮正義の州長の條に「鄭玄の意に謂へらく、周の時公社あり私社あり公社は郷州縣都より斷ず、此の經の州社是なり、其の私社は則ち大夫士庶人族居百家以上之を立つることを得、祭法の置社はなり、公社の祭は王侯及治民大夫之を主り、私社の祭は貴家大族之を主る……」と言つて居るが鄭玄は元來公社私社の語を用ひて居ない、此は孫貽讓が鄭玄の意を勘へて言つたものである、鄭玄の説は禮記の祭法の注として殘つて居る、今祭法の本文を見るに「王爲群姓立社曰大社。王自爲立社曰王社。諸侯爲百姓立社曰國社。諸侯自爲立社曰侯社。大夫以下成群立社曰置社。」とある、此によれば天子には天下の一般人民のために立て、祀る大社と、天子自身のために立て、祀る王社とがあり、諸侯には其の領土内の人民のために立て、祀る國社と、諸侯自身のために立て、祀る侯社とがあり、大夫以下は特り社を立つることを得ないので大勢にて一社を立て、祀り、之を稱して置社といふ、大社、王社、國社、侯社は公私の區別かち言へば公社で、置社は私

社である、祭法の文では大社は群姓のために立てた社と言つてあるが此は恐らく天子の領土全體の土地を神として祀つたものであり、國社は諸侯が其の領土全體の土地を神として祀つたものであらふ、王社侯社については後に論じやうと思ふ。此の經文についての鄭玄の注は主として置社について爲されたものである、曰く「大夫以下至庶人、大夫不得特立社、與民族居百家以上、則共立一社、今時里社是也」と、百家以上聚合して始めて一社を立つるとする鄭玄の説の根據は、彼の時代にあつた里社より類推したのであるか、それとも經師の傳承に基いたものであるか斷定することは出来ないが、置社と里社とは私に人民が多人數にて祭祀する點は同じであると鄭玄は考へたのであらう。

里社の記事の最も古いものは漢書卷四十の陳平傳に「里中社、平爲宰、分肉甚均、里父老曰、善陳孺子之爲宰、平日嗟乎、使平得宰天下、亦如此肉矣」とある一段の興味ある記述の中にあるものである、通鑑の漢紀の陳平のことを書いて居る處にも里中の社の宰となつたことかある、通鑑の胡三省の注には、鄭玄の注及孔穎達の疏を引いて居る、今祭法の孔穎達の疏と胡三省の注に引ける孔疏との大意を述べれば、鄭玄の此の言の如くば周の政法では百家以上であれば社を立てることが出來たが、秦漢以來は大夫に

あらずとも人民二十五家以上であれば社を立つることが出来るやうになつた、故に今の里社と言つたのである、又鄭玄に月令に民に命じて社せしむと言つて居るのは、秦社を言つたので、秦より以後始めて社を立てることが出来るやうになつたとある、此等によれば鄭玄は祭法の置社は彼の時代の里社に當るのであるが、置社は大夫が群をなし百家以上族居して祭祀したものである、里社は普通の人民が二十五家以上集合して祭祀するもので、秦より以後に行はるゝに至つたものであると考へたのであるが、同じく後漢の學者である許慎は説文解字に周禮では二十五家にて社を爲ると説いて居る、段玉裁の注には風俗通義に周禮説には二十五家にて社を爲る、但だ田祖のために求めに報ゆと曰つて居る、許慎の言ふ周禮とは周の禮説である、賈逵、杜預の左傳に注し、高誘の呂覽に注し、薛瓚の五行志に注したものは皆同じである、晏子春秋には桓公が書社五百里を以て管仲を封じ、呂覽呂氏春秋には越が書社三百里を以て墨子を封じ、史記には特に書社七百里を以て孔子を封せんとしたことを載せて居るが、皆二十五家を里となし里に社がある、故に書社若干里と言つたと謂つて居る、許慎は風俗通義に、周禮説二十五家爲里、置一社、但爲田祖報求とあるものに據り、更に周禮の遂人の地方區劃が周代に實際に行はれたものと思惟して、里社を上の如く解し、

晏子春秋、呂氏春秋、史記の書社をも里社と同一視したものであらふ、地方區劃について周禮の大司徒に述ぶるところと、遂人に述ぶるところとは異つて居る、大司徒では五家を比となし、五比二十五家を閭となし、四閭百家を族となし、五族五百家を黨となし、五黨二千五百家を州となし、五州一萬二千五百家を郷となすところある、鄭玄は州社の祭祀の記事から此の地方區劃を重んじて置社を上述の如く考へたのではあるまいか、遂人では五家を鄰となし、五鄰二十五家を里となし、五里百二十五家を鄆となし、五鄆六百二十五家を鄙となし、五鄙三千百二十五家を縣となし、五縣一萬五千六百二十五家を遂となすところある、閭も里も同じく二十五家である、茲に更に此の事に關する孫貽讓の説を紹介し次に愚見を述べて見やうと思ふ、孫貽讓の周禮正義の州長の條に「祭法の鄭玄の注、及孔穎達の疏、及許慎の説を引きたる後に、但し經に此文なきも風俗通祀典篇には引いて周禮説と作して居る、蓋し此の經の舊師の説が、是の如くであつたのであらふ、彼に據れば閭里二十五家は即ち社を立つるを得たところなのである、史記の魯世家の集解に賈逵の左傳の注を引けるもの、哀公十五年左傳の杜預の注、呂氏春秋慎大篇の高誘の注、漢書五行志の顏師古の注に臣瓚の説を引けるもの、管子小稱篇の尹注、史記孔子世家の索隱、荀子仲尼篇の楊倞の注の説並べて同じく、商子賞刑

篇に里に書社ありと云ひ、楚辭の天問篇に「何環穿自社、丘陵爰出子文」と云へるは皆閭里に社を立つる證である、然るに左傳の哀公十五年に齊が衛に書社五百を與へたと、晏子春秋内篇雜下に齊桓公が書社五百を以て管仲を封するを説ける、荀子仲尼篇に書社三百と作し、呂氏春秋高義篇に越が書社三百を以て墨子を封するを説ける、史記孔子世家の楚の昭王が書社七百里を以て孔子を封せんとしたとあるが、以上の諸書の云ふ所の書社は、或は異國に致し、或は諸臣に賜つて居るから、當に都鄙采地の制となすべきである、都鄙の制では丘甸には二十五家の里あるを得ない、戰國策の秦策に之に二社の地を賜ふと云つて居るが、其の高誘の注には邑には邑社がある、二社は二邑であると言つて居る、彼の邑は都鄙四井の邑を指せるに似て居る、左傳の昭公二十五年に莒の疆より以西は千社を致さんとを請ふとあるが、千社は疑ふらくば亦た即ち千邑のとであらふ若し、然らば、郷遂は二十五家で社を立て、都鄙公邑は四井で社を立てたのではあるまいか、今呂氏春秋の慎大篇に武王殷に勝ち、諸大夫を賞するに書社を以てすと云へば、周初已に書社があるやうである、竊かに疑ふのは置社の制と閭里の社とは同じくない、閭里の二十五家で社を立てるのは恐らく晚周の法で、許慎の稱する所である、經師の舊義ではあるが、鄭玄の從はないところである、故に禮記の郊

特性の孔穎達の疏には周の政法では百家以上は社を立てることが出来る、秦漢以來は大夫でなくても、民は二十五家以上で社を立てることが出来た、故に鄭志に月令に民に命じて社せしむと云つたのは、秦社を謂つたのであると云つて居る、秦以下は民が始めて社を立てることが出来たと説いて居る、案ずるに孔穎達が民の社は秦社と辯じたのは深く鄭玄の旨を得て居る、以上が孫貽讓の所説であるが、結局鄭玄の説を崇敬するところから閭里に社を立てるとする説が多數であるに係はらず、尙一二の説が之れを地方區劃の名稱と考ふべき點を有するにより、之を采地の制と見、遂に鄭玄の説に歸着せしめて居る孫貽讓は清代に於て卓越せる考證學者であつて、周語正義は彼の述作中傑出せるものであるばかりでなく、古今を通じて周禮研究上の最高權威である、此の條の所説に於ても引證の該博と、鄭説に忠實なることには、推服措く能はざるものがあるが、然し自分は全く此の説に盲従するとは出来ない、里社に就いての意見を述べる前に、書社といふ言葉の解釋を掲げやうと思ふ、左傳の哀公十五年の書社五が之を簿百云云の杜預の注に、「二十五家爲一社、籍書而致之」とある、二十五家が一社である籍に記録して之を送致するところから書社と言ふと杜預は解釋して居るのである。

原始支那人は土地に魔があると觀念し其の力は人間以上と考へ、之を祭つて幸福が與へられ禍災の與へられないことを祈求したものであらふとは、前號に於て述べたところである、更に又原始支那人は各々異つた土地には異つた土地の魔が棲むと考へたらしい、周代及其以後に中霤を祀る風習があるがこれは禮記郊特性の孔穎達の疏によれば土地の神とある、恐らく中霤は其家の建てられてある土地の神を祭祀したもので、土地として最も狭きものに宿る神であつたであらふ、中霤は全く家族的の土地の神であるが、幾つかの家族が集合して、或る廣さの土地に社會的生活を營む最も狭く小なるものは閭里であつて、閭里の中に生活する人々が共通に祭祀した土地の神は里社であつたらふ、従つて此の里の土地の神を中心として或る廣さの土地に集合し共同に崇拜する社會團體即閭里が、古い支那の社會の基礎體をなすものではあるまいか、後に政治上の必要で土地の大きさを計量する時、之を單位として數へ諸書に記さるゝが如く書社幾何と言つたものではあるまいかと思ふ、鄭玄が人民が立つる里社は秦より以後といふのは里社の文字が、陳平の傳に始めて見ゆるところより記録の最始を以て事實の起源と認めて立てた説で之に絶對に信服するとは出來ない、況んや書社を里社とする多くの注釋家の説があり、書社の文字は周代の典籍に

も見えて居る、孫貽讓が或は之を他國に致し、或は諸臣に賜ふたところから見れば都鄙采地の制であると言つたのは、里社を土地計量の單位と見做すに至つた後を言つたもので、始めは二十五家と限定する必要はないが、其に近い數の家族が集合して一部落をなし、其の部落が共通に崇拜する土地の神を祭るために社を立てたものであらふ里よりも廣い地方團體でも、里社とは別の土地の神を祀り、更にそれより廣い大なる地方團體では又別にその土地の神を祭ることとなり、州社國社大社等の社が生じ、恰も我國の村社郷社縣社等の系列に似たるものがあつたのではあるまいか、斯る點から勘考して、書社は周代以前より存し社會團體の祭祀するものとして最初のものであつたのではあるまいかと思ふのである。

大社王社(或は帝社)國社侯社は、前に引用した祭法の外に蔡邕の獨斷班固の纂した白虎通社稷篇にもある、獨斷や白虎通の社稷篇には、以上の社の外に亡國の社、或は誠社、或は喪國の社、或は勝國の社といふを祀り、天子諸侯は併せて三社を祀ると言つて居る、然るに後漢書祭祀志の下の社稷の條の注に引ける孔竈の説には、周代には一社を祀り、漢及び魏も初は亦た一社を祀つた、景初年間に至つて帝社二社を立て、今に至ると言つて居るが、孔竈の説は何に據つて立てたが不明で、獨斷や白虎通の説を覆へ

すには薄弱である、天子諸侯が三社を祭祀するとすれば、此は何のためであるか、亡國の社を祀るは如何なる理由に基^くかに就いては、前號の終りの部に詳しく述べてあるから茲に略する、天子が大社を祭り諸侯が國社を祭ることは、天子なり諸侯なりが、其の領有する全體の土地の神を祭るもので、主權者として當に爲すべき務めと思はれるのであるが、天子が自ら自身のために王社を祭り、諸侯が侯社を祀るのは何のためであらふか、此の疑問に就いては今迄の經學者は少しも言及して居ない、又茲に臆見を以つてすれば、天子が王社を祭り、諸侯が侯社を祭ることは、天子なり諸侯なりが、天下の主、一國の君にならざる以前に、父祖以來發祥の土地に於いて祭つて居た土地の神を、依然繼續して祭つて居るのではあるまいか、古代の支那人は己れ乃至は己が種族の領有する土地に宿る神と、他人乃至は他の種族の住する土地に宿る神とは異なるものであるとの意識が存在して居たものゝ如く思はれることは、亡國の社を立てる理由を述べる時に言つた王社乃至は侯社は天子及諸侯の家、或は種族特有の土地神を意味するものであらふ、古くは此の土地神に天子なり諸侯なりの家、乃至は種族のものは、特別の親しみを有し、特に彼等を保護するものと考へたものであらふ、これが天子として王社を祭り、諸侯をして侯社を祭らしむる理由と愚考せらるるのであ

る。

以上の外戰時出征の際、特別に祭るものに軍社があるが、之に就いては已に前號の終りに述べてあるにより略する。茲に土地の神を祭る場所即壇に於て、土地神の主として樹えたる木に因つて社の名としたものがある。莊子の人間世篇の匠石が齊に行き曲轅に至つて見た櫟社及漢書郊祀志にある高祖が禱つた豊の枌榆の社の如きは其の著しいものである。枌榆の社については注に引ける鄭氏の注には枌榆は郷の名と説いて居るが、顏師古は「此樹爲社神也。因立名也。」と言つて居る。顏師古の説の方が従ふべきであると思ふ。又尙書の無逸篇に「大社唯松。東社唯栢。南社唯梓。西社唯栗。北社唯槐。」とあり、白虎通社稷篇にも此の文を尙書曰くとして引用し、又後漢書祭祀志の注に、或人の説として「王社五社あり、大社は中門の外にありて惟松、東社八里惟栢、西社九里惟栗、南社七里惟梓、北社六里惟槐。」の文を掲げて居るが、これは尙書の無逸篇の記述と相似たものである。これは社に栢梓松栗槐等を樹えて居たことの證據になる、而して説文解字の段玉裁の注には若し松を以て社となせば松社と名くと言つて居る（氏の説は周禮大司徒の文に基く）之れに依れば栗社梓社栢社槐社の名があつて然るべきである、此等の樹木は土地の神靈の宿るものと考へ、祭祀の時の主としたもので

ある。

五

次に起る考へは社は如何なる場所に祭祀されて居たかといふことである、周禮の春官小宗伯に、小宗伯は國の神位を建つるを掌り、社稷を右にし、宗廟を左にす、とあるが、左右とは如何なる場所の左右であるが、周禮の本文では不明である、鄭玄は小宗伯の注に、庫門の内、雉門の外、の左右である、と言つて居る、白虎通の社稷篇には、社稷の中門の外、外門の内にあるは何ぞ、尊んで之に親しみ、先祖と同じきなり、中門の内に置かざるは何ぞ、之を敬して褻瀆せざるを示すなり、とある、又周禮の大司徒の賈社稷を公彦の疏にも中門の外、の右邊に大社、大稷、王社、王稷を設け、又廟門の屏に於て勝國の設くと言つて居る、然るに孫貽讓の周禮正義には、大社の所在は鄭玄、賈公彦の説は非であつて、其實は路門の外、應門の内にあらねばならぬ、それは小宗伯及匠人の疏に詳しく出て居る、王社の所在は經には見文はないが、祭法の孔穎達疏には、或人は大社と同處にありと言つて居るから、王社は大社の西にあると説いて居る、崔靈恩は王社は籍田にあり、王自ら祭つて以て黍盛に仕へる所と言つて居る、今其説に従ふ故に詩

頌に「春籍田而祈社稷」と言つて居るのは是である、其の諸侯の國社も亦公宮の右にあり、侯社は籍田に在る、案ずるに太平御覽の禮儀部に、五經通義に王社は籍田中にあり千畝のために功に報ゆるなりと言ふ言葉を引いて居るか、即ち崔氏の本づいた所である、宋書の禮志に王肅の説を引き、唐書の韋叔夏の議に皇侃の疏を引いて居るものも略同じである、孔穎達及杜佑の通典の吉禮にも、並べて其の義に従つて居る」と言ふ意味の事を述べて居る、これによれば大社は王宮の路門の外應門の内の右にあり、王社は籍田の中にあリ、諸侯の國社は公宮の右にあり、侯社は籍田の中にあつたものと言へる、前漢書の郊祀志には社稷の位置についての記述はないが、後漢書の光武紀の建武二年の條に「正月壬子、起高廟、建社稷於洛陽」とあるが、其の注に續漢志を引き、社稷を洛陽に立つ、宗廟の右にあり」と言ひ、又後漢書の祭祀志の下に、建武二年立大社稷于雒陽、在宗廟之右とある、光武帝が建武二年に社稷を建てた時は周禮の小宗伯にある社稷を右にし、宗廟を左にする制に倣つたものと思はれる、社稷と宗廟とは王者により殆んど同様の尊敬を以て取扱はれて居たものであらふ、白虎通には中門の外、外門の内に立つるは尊んで之に親しむため、中門の内に置かざるは敬して褻瀆せざるためと言つて居る、然らば何故社稷を右にし、宗廟を左にしたのであらふか、細心の用意

を以て規定されたと學者によつて考へられて居る禮の上のことであるから、右左といふことを輕々に看過するわけには行かない、これについては春官小宗伯の賈公彦の疏に「禮記の祭義の注には、周は左を尙ぶと言ひ、又案するに桓公二年に郟の大鼎を取りて大廟に納るとあり、何休は質家は宗廟を右にす、親を親しむを尙び、文家は社稷を右にす、尊を尊むを尙むと云へり、若し然らば周人の社稷を右にするは、地道は右を尊ぶ、故に社稷は右にあり、是れ尊を尊むを尙ぶの義、此れ外神の國中にある者、社稷を尊しとなすに據る、故に鄭立は郊特牲に注し、國中の神は社より大なるはなしと云へり」とある、賈公彦は何休の説により、周代と殷代とで宗廟を尙ぶか社稷を尙ぶかが異り、其の時代には一般に右を尙ぶにより、殷代には宗廟を右にし、周代では社稷を右にして居つたと考へたやうである、一體禮の上で質家とか文家とか言ふが質家とは人間の自然の感情を主にして禮法を考へ、又かくして制定した禮法を遵奉履行する一派を指し、文家とは勿論人間の自然の感情を重んずるが、更にそれよりも大なる「道」により、時としては自然の感情を規制して全ての立場の統一といふことを主にして禮法を考へ、又かくして制定した禮法を遵奉履行する一派を指すのであるが、殷代の禮法は概して自然の感情を主とするところから、時としては之れを質家とよび、周代の

禮法は自然の感情を抑制して統一的の立場に立つて居るところから、文家と呼ぶ場合がある、何休の質家文家は此の意味のものであらふ、然し禮學上文質の區別、或は殷代の禮は如何周代の禮は斯々と言ふ議論は、禮記等に随分澤山見えるが、其の議論に絶對の信用を措くことは出来ない従つて何休の此の議論も之れを全く採用することは出来ない、唯何休及賈公彦の説によつて、周代では宗廟よりも社稷の方が神として高い位にあり、之を祭るにも尊い位置に立てたものと推察し得る、此の時代神として最も高い地位を占むるものは天地の神であり、次には社稷宗廟次には七祀といはれる中の諸々の神で、第一のものを祭るを大祀、第二のものを次祀、最後のものは小祀と順序づけられて居る、宗廟と社稷とは同列であるが社稷の方が稍尊いものとせられて居たやうである。大司徒の賈公彦の疏に勝國の社は宗廟の門の屏にあると言つて居るが、候社以下の公社及置社等の位置は何所であるか明文がない墨子の明鬼篇に叢位といふ言葉があるが、これは樹木の脩茂して居る社のことである、此の叢位は恐らく闔里の外の田中にあつたのではあるまいかと思はる、今日、我國の村里の鎮守が田畑の中に祀られてあるのは支那の古い時代の社壇の制に倣つたものであるまいか、然し此のことを積極的に主張するには根據が薄弱である。

更に社壇の制について古書に記すところを見れば周禮の大司徒に設其社稷之壇而樹之田主各以其野之所宜木遂以名其社與其野とある鄭玄の注には壇とは壇と堦埒なりとあり又周禮の封人の職に封人掌詔王之社壇爲畿封而樹之云云とある鄭注には大司徒の注と同じく壇とは壇と堦埒とを謂ふなり畿上に封あるは今の時の界の若しと言ひ賈公彦の疏には王の三社三稷の壇及壇の外の四邊の壇を皆設置す壇のみ言つて壇を言はざるは外をあげて内を表はす内に壇ある知るべければなりと説いて居る蔡邕の獨斷には天子之社稷土壇方廣五丈諸侯半之とあり更に天子大社以五色土爲壇皇子封爲王者受天子之社土以所封之方色東方受青南方受赤他如其方色直以白茅授之各以其所封方之色歸國以立社故謂之受茅土漢興以皇子封爲王者得茅土其他功臣及鄉亭他姓公侯各以戶數租入爲限不受茅土亦不立社也とあるが賈公彦の周禮の封人の疏にこれと同じ意味のことを言つて居るこれ等によれば社には壇と堦埒即堦埒と樹木があることが明である社に樹木があり其の樹名に因つて社の各を立つることは前節にも已に説いた壇とは土を封することである壇とは土を擁する名である堦埒とは卑い垣である禮記の郊特性に君は北墉の下に南郷すとあるが鄭玄は北墉とは社内の北墉であると注して居る孫貽讓は凡そ社宮の外圍には

高卑の兩重の垣があり、外部の卑垣を墉埒とし、内の高い垣を墉とし、墉埒は宮の界域とし、墉は以て社の石主を藏すると言ひ、黃以周は社稷には皆壇ありて、外は環らすに垣を以てし、其の垣は木を束ねて之を爲り、塗るに土を以てす、穀梁傳に亡國の社を廟の屏となし、屏内交木を束ねて外之を塗るに土を以てす、亡國の社廟屏となすべきは社の制本と木を束ねて土を塗るを以てなり、晏子が上に問うて曰く、夫れ社は木を束ねて之を塗る、中略之を熏すれば其の木を焼かむことを恐れ、之に灌げば其の塗を敗らんことを恐ると、是其の證なりと言へるが垣は木を束ねて外を土にて塗つたものと見える。

白虎通の社稷篇に「社無屋何。達天地氣。故郊特牲曰。大社稷必受霜露風雨以達天地之氣。」とある今日支那の社の遺物には宮屋のあるものがあるそうであるが、此の記事から見れば宮屋は無かつたと言へるのみならず、哀公四年の公羊傳には、亡國之社蓋揜之不得使通天地四方。以爲有國者戒。と言ひ、禮記の郊特牲に「是故喪國之社屋之不受天陽。」とあるのから察すれば、亡國の社は之に屋して天日を受けしめない、天子の大社は屋せず天地の氣を自由に受けしむる、天子の大社に屋せず天地の氣を受けしむるは其の土地の神が天地の氣を自由に受けて、充分に土地の生殖を助け、亡國の社に屋し

て天地の氣を受けしめぬは其の土地の生殖を助けるはたらきを絶ち其の力を殺ぐためにしたことであらふ、後漢書祭祀志に、建武二年雒陽に社稷を立てたる時も屋なく只墻門あるのみと記し、後漢書光武紀の注に引ける續漢書の文にも屋なく、墻門あるのみとある、これは郊特性、及白虎通の記事と相稱ふものである、

社に樹木を植えることは前にも述べた、大司徒の文及説文解字に、各樹其土所宜木。禮古文社也とあり、白虎通の社稷篇には其の意味を説明して、尊而識之、使民人望見師敬之、又所以表功也と、土地の功德を感謝するためと、人民に之を望んで敬意を表せしむるための目じるしとするために樹てると言つて居る、孫貽讓は樹の社の壇内にあるは、神の憑依するところとなす、故に之を主といふ、即ち墨子の明鬼篇に、必ず木の脩茂するものを擇んで立てて叢位となすといふ叢位は、社稷であり、戰國策の神叢といへるものは是であると言つて居るが、孫氏の如く之を神の宿るものとする説が妥當と思ふ、白虎通の説明はあまりに宗教的意義を沒却して居る又社主とし石を用ふることを周禮の宗伯の鄭玄の注に言つて居るが、之れを要するに社なるものは外は木を束ね土にて塗りたる低き垣根を以て界域とし内に其の土地に適する樹木或は松栢梓槐栗等を植え又壇を作り壇の周圍を墻(高き垣)を以てめぐらして居つた中にて

も天子の社の壇は五色の土を以て封じ之を皇子を封じて王となすときのしるしとした。

六

社を祭るは、普通には農業に關係し、百穀の豊稔を祈り、既に收穫すれば、之が感謝の念を表はすためであり、戰爭の場合には特に軍社を立て、陣中に於て軍隊を守護せんことを祈り、更に亡國の社を立て、先住者又は先王朝の祭祀して居た土地の神を新住者又は新王朝にて祭ることは已に述べた、此の外左傳の莊公二十五年文公十五年には、日食の場合、鼓を社に打つて陽を以て陰を責むると言つて居り、周禮の大祝に「國有大故天災彌祀社稷禱祠」とあるが、兵寇疫癘水旱等の場合に之を祀つて其の禍害を去らむことを祈つたものと見える、日食の場合社に鼓するのは陽を以て陰を攻むると説明して居るが社は陰類であると古代の支那人は考へて居つたらしく、王充の論衡にも、禮記の郊特性にも、白虎通にも其の意味のことを言つて居り、又面白いのは周禮の媒氏の職の文に、男女の陰訟は之を亡國の社に聽くことを規定してあるが亡國の社は陰中の陰であり、男女間の訟訴沙汰は陰密を尊ぶところから工夫されたも

のであらふ。

然らば如何にして社を祭つて居たが、白虎通の社稷篇には王者は自ら社稷を親祭するそれは何のためかと言ふに、社は土地の神で、土地は萬物を生じ、天下の主とする所である。之を尊重するから、自ら祭るのであると言つて居る。天子が親ら祭るとすれば國社候社は諸侯が自ら祭り、其以下の官社は夫々の地方官聽の長官が自ら祭り、私社は其群或は閭里の尊長大族が主となつて祭ることが當然と思ふ。周禮の州長の職の文では州長が屬官及人民を率ゐて州社を祭ることを規定してある。其他の公社を主として祭る者を掲げてないが、州社を州長が主として祭ることから類推すれば、各々其の地方の長官が主となつて祭つて居たのではあるまいかと思はれる。社を祭る季節について、周禮州長の賈公彥の疏には、春と秋とに之を祀ると言ひ、蔡邕の獨斷、白虎通の社稷篇にも、春と秋とに祭り、春の社の祭りは百穀の豐稔の祈り、秋は收穫感謝の祭りと言つて居る。然るに後漢書の祭祀志には、二月八月及臘月と一年三度祠ることを言つて居る。此の場合には特別のもので一般には春と秋との二度祭るとする方が、農業を重んずる周代の生活に於ては寧ろ妥當と思はれるのである。二月八月に祀るとして如何なる日を擇んだか、禮記の月令には吉日を擇び、民に社を命ずと言つて居るが、

二月八月の吉日(或は元日)は如何にして定むるか、禮記の郊特性に日用甲、用日之始也とあり、禮記の月會の鄭玄の注には、祀社日用甲とある即日としては十干の最初の日を用ゐたものと思はれる何故最初の日を用ふるかに就いて鄭玄は郊特性の注に國中の神としては社稷より貴いものはないから最初の甲日を用ふると言つて居る。

社を祭る場合如何なる犠牲を供して居たか、尙書召誥によれば新邑(洛邑)に社したる時は、牛一、羊一、豕一を供した、これは即ち太牢である、禮記の郊特性にも社稷は太牢とあり、蔡邕の獨斷には、天子の社稷は皆太牢、諸侯の社稷は皆少牢と言ひ、莊公二十三年公羊傳の何休の注には、天子は三牲を用ゐ、諸侯は羊豕を用ふと言つて居るが、獨斷の記事と一致する、後漢書の祭祀志にも社稷を祭つた時太牢の具を用ゐたとある、然るに白虎通の社稷篇には、宗廟は太牢であるが、社稷は少牢とあると言つて居る、これは漢代に孝道の盛に唱へらるるところから、白虎觀に集まつた學者達が時代思潮に鑑み祖先を祀る宗廟の禮の犠牲を社稷のそれより高くしたのであるまいか、かく階級によつて祭肉に等級をつけるは周代でも寧ろ後の時代で、未だ完成の域に達せず、之れが施行の普及しなかつた時代には、土地の状況により比較的獲易きもの或は神の特に喜ぶものと思惟したものを供し、太牢少牢の區別はなかつたものではある

まいか、郊特性に「唯爲社田。國人畢作」とある。社の祭の犠牲は國人が畢く會して田獵を爲し得たる獲物を供し必ずしも後代の如く牛豕羊には限らなかつたものではあるまいか、社神に肉を供する時は之を蜃卽大蛤に盛つたので社肉のことを別に蜃と言つたやうである。閔公二年の左傳に「帥師者受命于廟。受蜃于社」とあり、成公十三年左傳に「成子受蜃於社。不敬」とあり、說文解字の蜃の字の下に「社肉盛之以蜃。故謂之蜃。天子所以親遺同姓」とあるのが其の證據である。社を祭つた時供した肉は天子なれば之を同姓の諸侯に遺つたものと見える、然しこれは說文解字のみにある說で他にないから、之を周代に及ぼすことは不可能である。周禮の春官大宗伯に「以血祭祭社稷五祀五嶽」とあるのは、生の血の臭のする肉を供したことで、蜃も恐らく生肉の血の滴るやうなのであつたらふ。

周禮の地官鼓人とは「以靈鼓鼓社稷」とあるが、靈鼓とは六面の鼓である、春秋及左傳の日食の時、鼓を社に打つことをも併せて考へると、社の祭にはしきりに鼓を打ち鳴らして、神意をなぐさめ、はげまし、祭る人々の意志を之によつて通じさせようとしたのであらふと思はれる。第一節に掲げた元曲の社會の記事の中にも鼓を打つことがあり、外に紙錢を焼き、酒宴を催すこともあるが、これが民間の實際の社の祭りで、斯る

風習は年代を經てもさして變化を受けないものであるから、此様な祭りの仕方がずつと昔から連續されて居たものであらふ。

元來、此の論文の意圖は社會の語を考證するのが主で、併せて社とは何ぞやといふことに立入つて研究したのである、以上の所述によつて要論すれば、社會とは土地の神を祭祀するために其の土地の神を崇拜する範圍の地方の人民が、土地の神を祭る社場に會合することで、此等の人民の集合は、春秋二季の或る定まつた日に一時的になされるものであつて、祭祀が終れば又散るのである、斯く言へば社會學にて言ふ社會の意味と大に違へるを知るであらふ。